

# 2018年度 株式会社シーキューブ 派遣事業運営情報資料

『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律』に基づき、当社の派遣事業運営情報を下記の通り公開いたします。

記

## 1. 会社名

株式会社シーキューブ

## 2. マージン率

- ・ 38.3%（小数点第一位以下四捨五入）
- ・ 計算式

$$\frac{\text{マージン（派遣料金（売上） - 派遣社員賃金）}}{\text{派遣料金（売上）}}$$

## 3. マージンに含まれる派遣社員賃金以外の費用

### 派遣社員に直接かかる費用

- ・ 保険料(義務) 社会保険料(健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険)
- ・ 休暇(義務) 年次有給休暇、特別休暇、育児休養、介護休業など
- ・ 任意保険(生命保険、傷害保険)加入、借上社宅、赴任手当、帰省費用など
- ・ 一時金(年2回)、リフレッシュ手当、慶弔金、SONY生命特典(グラフオフ)、キャリアアップ費用、退職金積み立て

### 間接的にかかる費用

- ・ 派遣中断中の社員の給与、保険料、休暇・その他費用
- ・ 派遣事業運営に従事する社員(営業、管理、総務、経理)の給与、保険料、休暇、その他費用
- ・ 派遣事業運営に関わる必要経費(社屋、車両、ランニングコストなど)

## 4. マージン率の考え方

労働者派遣法の派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針において、「派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるよう、マージン率をインターネットなどにより公表すること。」と定めていますが、2項のマージンには、派遣事業運営上必要な3項の費用が含まれていることを考慮ください。

(当データは、2019年1月1日時点)

以上